

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和 2 年度路面ステッカー張替業務

## 2 業務場所

「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」で定める喫煙制限区域内（南北：北 8 条通り南側歩道から国道 36 号北側歩道まで、東西：西 1 丁目東側歩道から西 4 丁目西側歩道まで）

## 3 業務目的

喫煙制限区域内に設置している 560 枚の路面ステッカーについて、劣化度等に関する現地調査を行い、その結果を踏まえて本市が選定する 250 枚の張替えを行う。

## 4 履行期間

契約書に示す履行開始の日から令和 2 年 9 月 11 日(金)まで

## 5 張替時期

現地調査と路面ステッカー張替作業は、令和 2 年 8 月 30 日までに行なうこと。なお、大通公園周辺は、イベントの開催等で当該期間内に張替が困難な時期があるので、留意すること。

## 6 路面ステッカーの仕様（令和 2 年 6 月下旬までに本市が支給する）

### (1) 寸法

H550mm×W650mm、シートカット、角 R 仕上げ

### (2) 材質

住友 3M 製ステイマーク路面標示用グラフィックサインの DP-C L

### (3) デザイン

片面カラー 4 か国語標記（日本語、英語、中国語、韓国語）：2 種類別添のとおり

## 7 業務内容

(1) 現地調査 560 枚

(2) 路面ステッカー張替 250 枚（現地調査の結果をもとに選定、指示する。）

## 8 施工方法

- (1) 人通りの多い場所での作業となるので通行の妨げにならないよう、十分に配慮し作業を行うこと。
- (2) 張替前に路面を十分に清掃し、路面の水分、油分及び土砂を除去すること。
- (3) 路面ステッカーの貼付時には、プライマー(3MプライマーP-48N相当)を使用し、転圧を十分に行うこと。
- (4) 張替に際し、事前に路面ステッカー2枚程度の張替を本市職員立合いのうえ実施し、施工方法の承諾を受けたのち、実施するものとする。
- (5) 施工後、本業務が完了するまでの間に張替えを行った路面ステッカーが剥がれた場合、発注者、受託者双方の協議のうえ、路面ステッカーの張り直しを指示する場合があるので、留意すること。
- (6) 路面ステッカーを除く、プライマーなど本業務の履行に必要な消耗品等は全て受託者負担とする。

## 9 提出書類

受託者は業務完了後、速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) 業務報告書(電子データ CD-R 又は DVD-R 1枚提出含む) 1部

現地調査の際に撮影した全ての路面ステッカーの写真及び張替後の路面ステッカーの写真を添付すること。

## 10 その他

本仕様書に記載されていない事項については、発注者、受託者双方の協議のうえ決定すること。

## 11 担 当

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課(札幌市役所13階北側)

特定廃棄物係 宇野 Tel 211-2927